

議決権等行使指図の判断基準(「ガイドライン」)の基本的な考え方

1. 基本原則

- (1) 弊社は顧客の利益を図ることのみを目的として議決権等の行使指図を行います。
- (2) 顧客の利益とは、企業価値(株主価値)の長期的増大またはその価値の毀損防止を意味するものと考えます。

2. 議決権行使に係わる体制およびプロセス

- (1) 議決権行使指図に関する基本方針は弊社の株式運用部長がこれを提案し代表取締役が承認します。
- (2) 具体的な議決権行使は、予め定められた判断基準に基づき、株式運用部長の指示に従って、株式運用部の担当者が行います。
- (3) アクティブファンドについては、保有全銘柄・全議案を精査の上、議決権を行使します。
- (4) パッシブファンドについては、「株価パフォーマンス」や「過去5年間の業績」等によりスクリーニングを実施し、抵触した銘柄については全議案を精査の上、議決権を行使します。

3. 議決権行使ガイドラインの概要

- (1) 一般項目
 - ①適正なガバナンス体制が確立しているか
 - ②反社会的行為がないか(反社会的行為には厳しい姿勢で対応します)
- (2) 財務諸表項目
 - ①適正な情報開示が行われているか
 - ②利益処分や損益処理が適正に行われているか
- (3) その他、資本政策等
株主価値増大のため、適正な政策が実施されているか

尚、ガイドライン策定に際しては、企業年金連合会の議決権行使基準を参考にしています。

以上